

風しん対策について

平成 31 年 2 月 7 日

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

この資料は、平成 31 年 2 月 1 日(金)に厚生労働省から現時点での案として示された内容等を基に作成したものです。(今後変更等がある場合があります。)

1 追加対策の対象者

1962 年(昭和 37 年)4 月 2 日から 1979 年(昭和 54 年)4 月 1 日までに生まれた男性

2019 年度はこのうち、1972 年(昭和 47 年)4 月 2 日から 1979 年(昭和 54 年)4 月 1 日までに生まれた者を対象とし、2020 年度以降は事業の進捗状況を見て追って示すこととしている。

2 事業開始時期及び期間

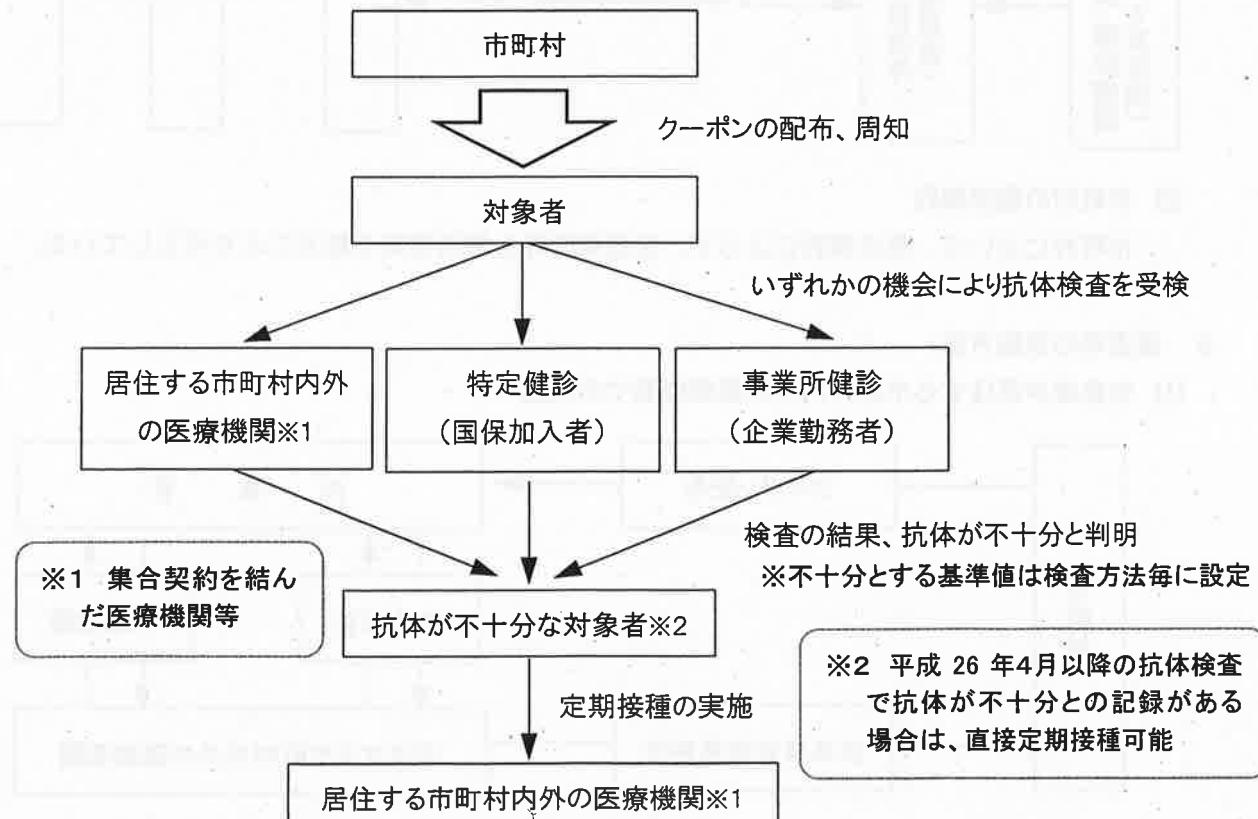
平成 31 年 4 月 1 日からの 3 年間

3 抗体検査の従来事業との棲み分け

種別	対象者	実施主体
従来事業	妊娠を希望する女性とその同居家族等	都道府県
新規事業(追加対策)	1962.4.2 から 1979.4.1 までに生まれた男性	市町村

県が実施する抗体検査と、市町村が実施する抗体検査で対象者が重複(同居家族等が 1962.4.2 から 1979.4.1 までの生まれの男性)する場合、原則として市町村事業として実施する。

4 事業実施スキーム

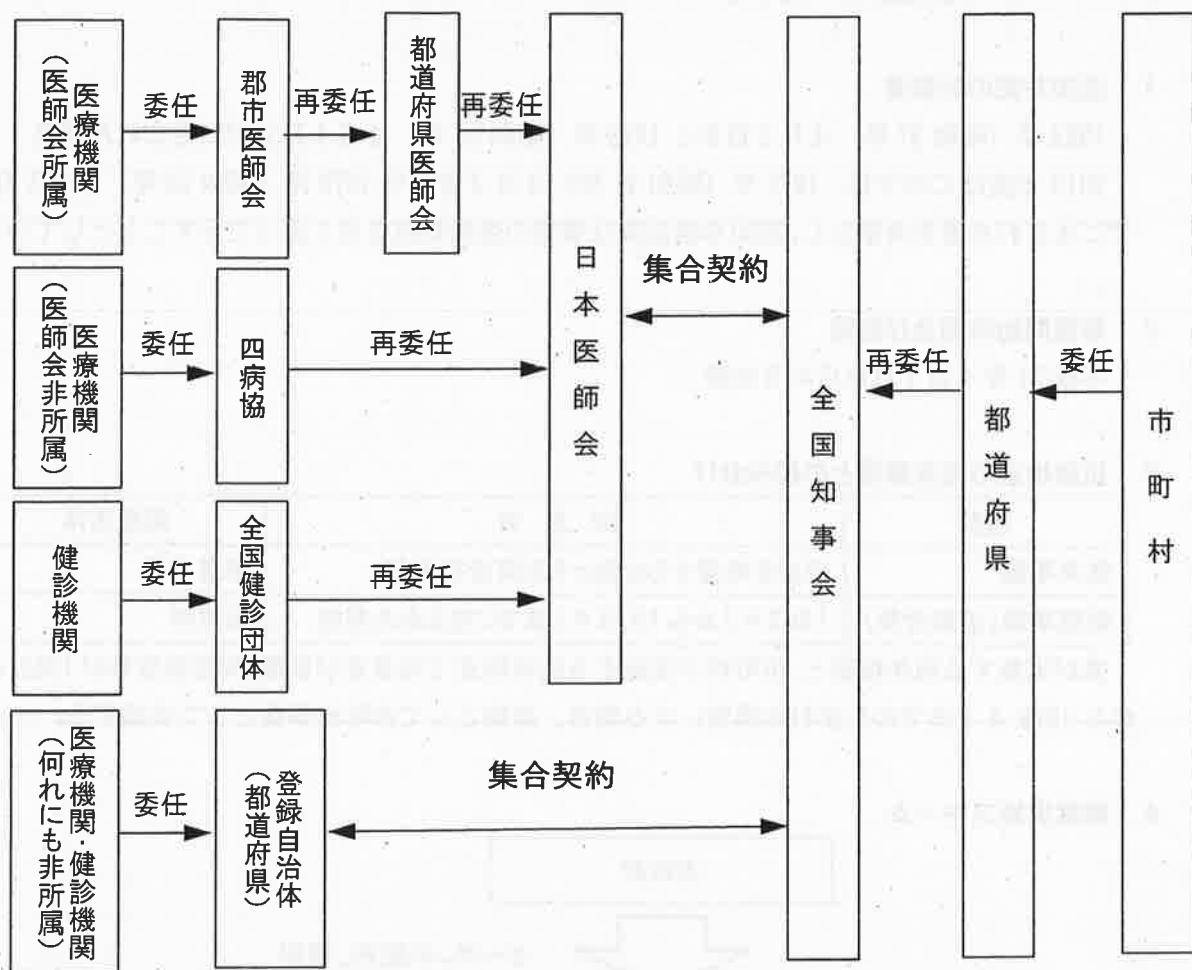


5 委託契約の方法

ここに示した契約方法は現時点で想定されている案であり、現在厚生労働省において関係各所と調整中

(1) 医療機関、健診機関との集合契約

どこの市町村においても抗体検査・予防接種を受けられるよう集合契約を締結する。

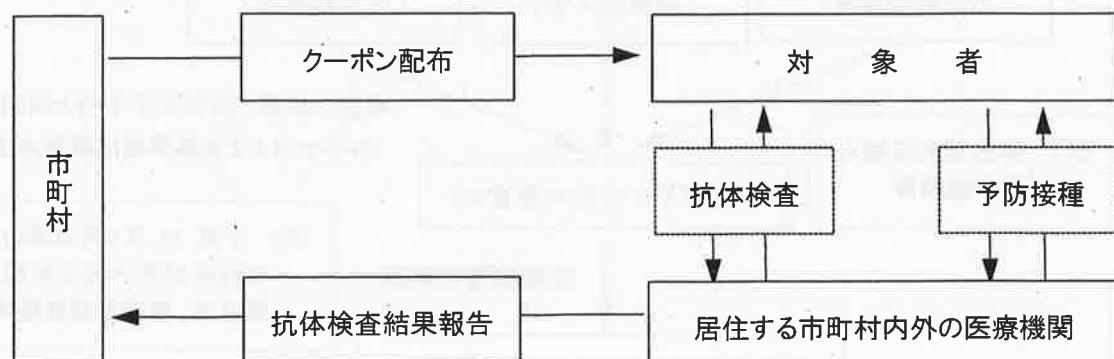


(2) 市町村の個別契約

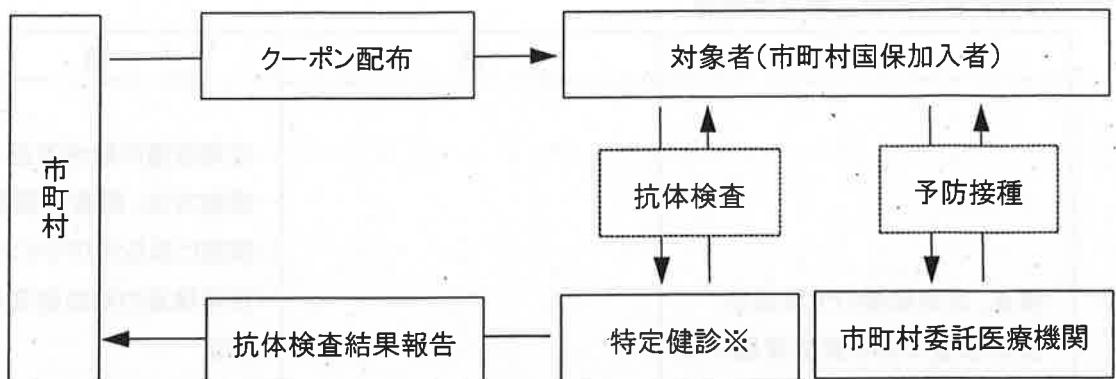
市町村において、集合契約によらず、医療機関等と個別契約を結ぶことも可としている。

6 検査等の実施方法

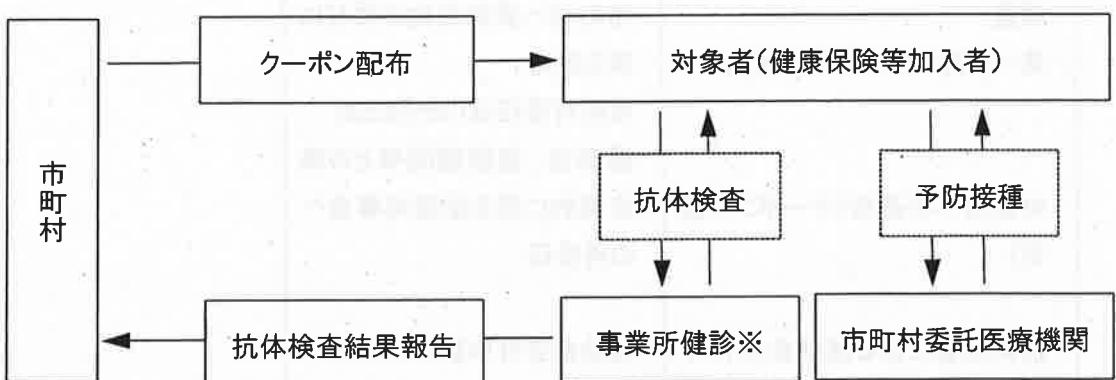
(1) 対象者が居住する市町村内外の医療機関での実施



(2) 特定健診の機会での実施

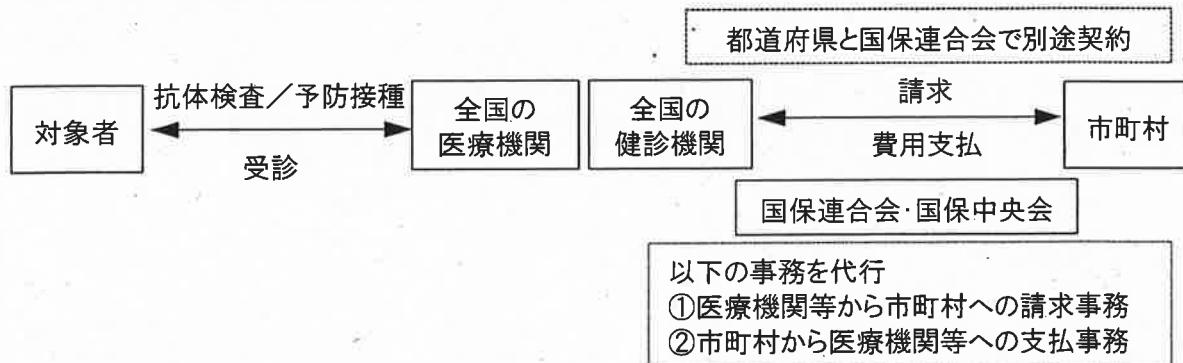


(3) 事業所健診の機会での実施



7 請求・支払い方法等

市町村と医療機関・健診機関間との抗体検査及び予防接種の費用請求、支払いについては、国保連・国保中央会が代行



8 事業実施に要する費用

(1) 抗体検査に係る費用

医療機関等への委託費、健診機関等での検査費、周知に要する郵送料等を想定

国1／2、市町村1／2（市町村負担分について特別交付税措置を予定）

(2) 予防接種に係る費用

A類の定期接種として、従来と同様9割の交付税措置予定

9 事業実施に向け必要な準備等

市町村	県	国
<ul style="list-style-type: none"> ・検査、定期接種の予算確保 ・抗体検査に係る実施要綱の策定 ・定期接種に係る各規程の整備 ・特定健診に係る国保担当課との調整 ・県へ委託に係る委任状提出 ・対象者への通知(クーポンの配布) ・抗体検査に係る補助金交付申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ委託契約の委任に係る通知 ・市町村委任状のとりまとめ ・医師会、健診機関等との集合契約に係る全国知事会への再委任 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期接種の政令改正 ・実施方法、検査単価等確定 ・実施に係るガイドライン策定 ・抗体検査の補助金交付要綱策定